

議案第百一号

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年十二月三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例（平成十二年港区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表中

を

「一 手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づく事務に係る手数料を除く。）

事務	名称	額	徴収時期
----	----	---	------

に改め、同表に次のように加える。

二 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料

事務	名称及び額	徴収時期																
一 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請に對する審査	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> <p>次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第二項の規定に基づく申請が出た場合においては、一の建築物について一の部二十五の二の項に掲げる額（申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては一の建築物について一の部二十五の二の項に掲げる額）の二の項に掲げる額）の二の項に掲げる額、建築基準法第八十七条の二の規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同部二十五の七の項又は二十五の八の項に掲げる額の手数を加えた額）の手数を加えた額）の手数を加えた額）</p> <p>(一) 申請に併せて区長が指定する者（以下「適格性確認機」という。）</p> <p>1 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）</p> <p>2 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）</p> <p>(1) 住戸ごとの申請の場合</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="869 1108 933 1599">申請戸数が一戸のもの</td> <td data-bbox="869 1599 933 1854">四千七百円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="805 1108 869 1599">一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二戸以上五戸以下のもの</td> <td data-bbox="805 1599 869 1854">九千四百円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="742 1108 805 1599">一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が六戸以上十戸以下のもの</td> <td data-bbox="742 1599 805 1854">一万六千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 1108 742 1599">一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの</td> <td data-bbox="678 1599 742 1854">二万七千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="614 1108 678 1599">一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの</td> <td data-bbox="614 1599 678 1854">四万五千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1108 614 1599">一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が五十一戸以上百戸以下のもの</td> <td data-bbox="550 1599 614 1854">八万二千元</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1108 550 1599">一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が百一戸以上二百戸以下のもの</td> <td data-bbox="486 1599 550 1854">十三万千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="164 1108 486 1599">一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの</td> <td data-bbox="164 1599 486 1854">十七万円</td> </tr> </table>	申請戸数が一戸のもの	四千七百円	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二戸以上五戸以下のもの	九千四百円	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が六戸以上十戸以下のもの	一万六千円	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	二万七千円	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	四万五千円	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	八万二千元	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	十三万千円	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	十七万円	認定申請のとき。
申請戸数が一戸のもの	四千七百円																	
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二戸以上五戸以下のもの	九千四百円																	
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が六戸以上十戸以下のもの	一万六千円																	
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	二万七千円																	
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	四万五千円																	
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	八万二千元																	
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	十三万千円																	
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	十七万円																	



		(二) 場 合 (一) 以外 の									
		2 1		3							
		宅 等 共 同 住		建 2 1 及 び 築 物 以 外 の							
		(1) 住 戸 ご と の 申 請 場 合		建 築 物 の 延 べ 面 積 が 三 百 平 方 米 以 内 の も の		建 築 物 の 延 べ 面 積 が 三 百 平 方 米 以 内 の も の		建 築 物 の 延 べ 面 積 が 三 百 平 方 米 以 内 の も の		建 築 物 の 延 べ 面 積 が 三 百 平 方 米 以 内 の も の	
		申 請 戸 数 が 一 戸 の も の		建 築 物 の 延 べ 面 積 が 二 千 平 方 米 以 内 の も の		建 築 物 の 延 べ 面 積 が 二 千 平 方 米 以 内 の も の		建 築 物 の 延 べ 面 積 が 二 千 平 方 米 以 内 の も の		建 築 物 の 延 べ 面 積 が 二 千 平 方 米 以 内 の も の	
		一 の 共 同 住 宅 等 の 中 同 時 に 申 請 する 戸 数 が 二 戸 以 上 五 戸 以 下 の も の		建 築 物 の 延 べ 面 積 が 五 千 平 方 米 以 内 の も の		建 築 物 の 延 べ 面 積 が 五 千 平 方 米 以 内 の も の		建 築 物 の 延 べ 面 積 が 五 千 平 方 米 以 内 の も の		建 築 物 の 延 べ 面 積 が 五 千 平 方 米 以 内 の も の	
		一 の 共 同 住 宅 等 の 中 同 時 に 申 請 する 戸 数 が 六 戸 以 上 十 戸 以 下 の も の		建 築 物 の 延 べ 面 積 が 一 万 平 方 米 以 内 の も の		建 築 物 の 延 べ 面 積 が 一 万 平 方 米 以 内 の も の		建 築 物 の 延 べ 面 積 が 一 万 平 方 米 以 内 の も の		建 築 物 の 延 べ 面 積 が 一 万 平 方 米 以 内 の も の	
		九 万 七 千 円		三 万 五 千 円		三 万 五 千 円		三 万 五 千 円		三 万 五 千 円	
		六 万 九 千 円		十 二 万 六 千 円		十 二 万 六 千 円		十 二 万 六 千 円		十 二 万 六 千 円	
		八 万 円		九 千 三 百 円		九 千 三 百 円		九 千 三 百 円		九 千 三 百 円	
		二 万 六 千 円		二 万 六 千 円		二 万 六 千 円		二 万 六 千 円		二 万 六 千 円	
		八 万 円		八 万 円		八 万 円		八 万 円		八 万 円	
		二 万 六 千 円		二 万 六 千 円		二 万 六 千 円		二 万 六 千 円		二 万 六 千 円	
		九 千 三 百 円		九 千 三 百 円		九 千 三 百 円		九 千 三 百 円		九 千 三 百 円	



3 建 2 築 以 1 物 外 及 の び																		
平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が五千平方メートルを超え一万	建築物の延べ面積が二千平方メートルを超え五千	建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え二千	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	八 分の住宅非					分の下用 部等廊								
					のえが当 の一五該 の万千部 平方分 メートルの メートルの メートルの メートルの メートルの	ををを 超超超 えええ 一五該 万千部 平方分 メートルの メートルの メートルの メートルの メートルの	ををを 超超超 えええ 一五該 万千部 平方分 メートルの メートルの メートルの メートルの メートルの	ををを 超超超 えええ 一五該 万千部 平方分 メートルの メートルの メートルの メートルの メートルの	ををを 超超超 えええ 一五該 万千部 平方分 メートルの メートルの メートルの メートルの メートルの	ををを 超超超 えええ 一五該 万千部 平方分 メートルの メートルの メートルの メートルの メートルの	ををを 超超超 えええ 一五該 万千部 平方分 メートルの メートルの メートルの メートルの メートルの	ををを 超超超 えええ 一五該 万千部 平方分 メートルの メートルの メートルの メートルの メートルの	ををを 超超超 えええ 一五該 万千部 平方分 メートルの メートルの メートルの メートルの メートルの	ををを 超超超 えええ 一五該 万千部 平方分 メートルの メートルの メートルの メートルの メートルの				
六十七万円	五十四万六千円	三十八万四千円	二十四万二千円		六十七万円				五十四万六千円	三十八万四千円	二十四万二千円		三十五万九千円			二十八万円		十八万円

二 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十

の規定に基づき、建築物の新築等計画の変更の申請に対する審査

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料  
法律第五十一条の規定に基づき申請した都  
市の促進に関する法律第五十四号  
第一に掲げる基準に適合し  
て表示書類を提出された  
場合  
（一）申請に併せて適性が確認された都市の促進に関する法律第五十四号第一に掲げる基準に適合し、申請手数料を加えた額）

（一）申請に併せて適性が確認された都市の促進に関する法律第五十四号第一に掲げる基準に適合し、申請手数料を加えた額）

1 一戸建て住宅

2 共同住宅等

（1）住戸ごとの申請

（2）建築物の建設の場合

申請の建物の建設部分	イ 住戸の部分	イの共同住宅等のうち同時に申請する戸数が三戸以上のも	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二百一戸以上三百戸以下のも	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が百一戸以上二百戸以下のも	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が五十一戸以上百戸以下のも	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二十六戸以上五十戸以下のも	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が十一戸以上二十五戸以下のも	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が六戸以上十戸以下のも	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二戸以上五戸以下のも	申請戸数が一戸のもの	申請に併せて適性が確認された都市の促進に関する法律第五十四号第一に掲げる基準に適合し、申請手数料を加えた額	
	建築物の総戸数が二戸以上のも	六千六百元	三千三百円	十三万四千円	十二万二千元	九万三千元	五万八千元	三万二千元	一万九千元	一万円	六千六百元	三千三百円
	建築物の総戸数が一戸のもの											

変更認定の申請とき。

ハ 分の住 部宅非		ロ 分の下用 部等廊共														
えが当 二該 千部 平平 方方 メメ ー ト ル 以 内	が三 百部 分 の 床 面 積 の 合 計	の 三 百 部 分 の 床 面 積 の 合 計	え一 万 平 方 メ ー ト ル 以 内	が五 千 平 方 メ ー ト ル 以 内	当該 部 分 の 床 面 積 の 合 計	え二 千 平 方 メ ー ト ル 以 内	が三 百 部 分 の 床 面 積 の 合 計	の 三 百 部 分 の 床 面 積 の 合 計	戸建 築物 の 総 戸 数 が 三 百 一	戸建 築物 の 総 戸 数 が 二 百 一	戸建 築物 の 総 戸 数 が 百 一	戸建 築物 の 総 戸 数 が 五 十 一	戸建 築物 の 総 戸 数 が 二 十 六	戸建 築物 の 総 戸 数 が 十 一	戸建 築物 の 総 戸 数 が 六	上五 戸以 下の もの
一万 八千 円	六千 五百 円		八万 八千 円	五千 六千 円		一万 八千 円	六千 五百 円		十三 万四 千円	十二 万二 千円	九万 三千 円	五万 八千 円	三万 二千 円	一万 九千 円	一万 千円	



		(二) 場合 (一) 以外の	
		2 住宅等	3 建築物
		1 一戸建て住宅	2 及び 1 以外の建築物
		(1) 住戸ごとの申請の場合	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が三百平方メートルを超過するもの 建築物の延べ面積が二千平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が二千平方メートルを超過するもの 建築物の延べ面積が五千平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が五千平方メートルを超過するもの
		申請戸数が一戸のもの 申請戸数が二戸以上五戸以下のもの 申請戸数が六戸以上十戸以下のもの 申請戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの 申請戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの 申請戸数が五十一戸以上百戸以下のもの 申請戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超過するもの 当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超過するもの 当該部分の床面積の合計が五千万平方メートルを超過するもの 当該部分の床面積の合計が五千万平方メートルを超過するもの
		二十万八千円	五万六千円
		十五万九千円	八万八千円
		七万四千円	六千五百円
		五万二千円	一万八千円
		三万七千円	五万六千円
		一万八千円	八万八千円
		一万八千円	八万八千円
		二十二万千円	八万八千円

													(2) 建築物の申請の場合											
共用廊下の部分				住戸の部分									一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が三百一戸以上のもの	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの										
が五平方メートルを超	が二千平方メートル以内	が二千平方メートルを超	が三千平方メートル以内	が三百平方メートル以内	戸以上のもの	建築物の総戸数が三百一	戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が二百一	以上二百戸以下のもの	建築物の総戸数が百一	戸以上百戸以下のもの	建築物の総戸数が五十一	戸以上五十戸以下のもの	建築物の総戸数が二十六	以上二十五戸以下のもの	建築物の総戸数が十一	上十戸以下のもの	建築物の総戸数が六戸以	上五戸以下のもの	建築物の総戸数が二戸以	もの	建築物の総戸数が一戸の		
二十万五千円		十五万六千円	九万六千円	五万七千円	三十四万二千元		二十九万千円	二十二万千円		十五万九千円		十万八千円	七万四千円	五万二千円	三万七千円	一万八千円		三十四万二千元						二十九万千円

備考

一 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料については、共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分又は非住宅の部分が存在しない場合は、当該部分の額は加算しない。

二 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料については、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

付 則

3 2 1 及び 建 以 外 築 物 の							
建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が五千平方メートルを超えるもの	ハ 分 の 住 宅 非 部 宅 非			
え一万平方メートル以内のもの	が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	え一万平方メートル以内のもの	が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	え一万平方メートル以内のもの
三十九万円	三十九万円	三十九万円	三十九万円	二十九万円	二十九万円	二十九万円	二十九万円
三十六万円	三十六万円	三十六万円	三十六万円	三十六万円	三十六万円	三十六万円	三十六万円

この条例は、平成二十四年十二月四日から施行する。

(説明)

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の施行に伴い、街づくり推進事務に係る手数料を新設するため、本案を提出いたします。